

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 大気汚染防止法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める物質として、メタン等を定めること。
（第二条の二関係）

第二 法第二条第五項の揮発性有機化合物排出施設として、化学製品の製造の用に供する乾燥施設等を定めること。
（第二条の三及び別表第一の二関係）

第三 その他の所要の規定の改正を行うこと。

第四 この政令は、平成十七年六月一日から施行すること。

（附則関係）